

平成13年7月

太宰府市観光環境税（仮称）の新設に関する答申

太宰府市税制審議会

税制審議会委員名簿

本答申の審議に参加した委員は、次のとおりです。

委 員	福 浦 幾 巳
	福 永 巖
	水 谷 守 男
	井 上 潤之助
	寺 崎 和 典
	不 老 安 正
	御 田 良 知
	古 賀 恭 子
	藤 吉 静 夫
	宮 田 浩 子

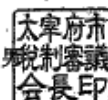


平成 13 年 7 月 12 日

太宰府市長 佐藤 善郎 様

太宰府市税制審議会

会長 水谷 守



太宰府市観光環境税（仮称）の新設について（答申）

平成 13 年 4 月 19 日付け 13 太税第 19 号で諮問があった、太宰府市観光環境税（仮称）の新設について、太宰府市税制審議会規則（平成 13 年規則第 3 号）第 2 条の所掌事務に基づき慎重審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

記

地方分権一括法の施行に伴う新税導入に関して、標記法定外税を全国に先駆け、時代の趨勢にあった「自主財源の確保」を目的として計画していることは、国の方針である「課税自主権の行使」「地方自治体の自己決定・自己責任」に即した施策である。

また、21 世紀の地方自治を展望するとき、少子・高齢化の進展、経済社会の構造変化、国の地方交付税制度や補助金制度の見直しなど、これからの地方自治体は歳入面について厳しい状況が予測される。歳出面についてはまちづくりに必要な事業費、福祉関係に要する費用等、鋭意支出の抑制を図るとしても、市民ニーズの多様化により支出増は余儀なくされる時代に突入することが考えられる。

太宰府市は第四次太宰府市総合計画において、市の将来像として「歴史とみどり豊かな文化のまち」を志向している。市域は、豊かな自然と特別史跡大宰府政庁跡や太宰府天満宮をはじめとする歴史的文化遺産に恵まれ、近い将来には九州国立博物館（仮称）が開館されることになっている。

さらに、市の特性を生かして「太宰府市まるごと博物館」構想を一層推進するためには、市民の理解と協力が不可欠であることは言うまでもない。また年間

650万人に及ぶ来訪者も、多くは乗用車などの交通手段を利用し道路交通や環境面などにおいて外部不経済をもたらす可能性が大きいだけに、将来の世代に引き継いでいく歴史的文化遺産の重要性を認識してもらい、その保存についてより一層の協力を訴えることは必要である。

そこで審議会では、「地方分権・地方主権」の時代に相応する地方税制のあり方等を十分に踏まえ、財政面・税制面あるいは市内各種団体・市民代表者などの幅広い立場から「太宰府市観光環境税（仮称）導入の本市の方針」「太宰府市法定外税新設概要（案）」について問題点等を明確にするように努めてきた。

この答申が「地方分権の推進」の一助になれば幸いである。

法定外税新設概要（案）について

（趣旨）

- 「歴史とみどり豊かな文化のまち」を推進する上での環境保全および今後の環境施策を振興する見地から、目的税的な普通税が適切か、あるいは受益と負担の関係を明確にする目的税が適切であるかを審議した結果、税収使途を開示することを条件に「法定外普通税」が適切であると考えられる。
- 公共交通機関の利用促進の文言は、趣旨の中で表現すべきでないと考えられるので再度検討すべきである。

（定義）

- 観光用有料駐車場の定義について、「観光施設や文化施設等を訪れる観光客等のため」という判断を市長に委ねるのは恣意が入る余地がある。逆に、市内の常設と臨時のすべての有料駐車場を対象とし、非課税の範囲を明記することにより行政の恣意の入る余地を排除すること等を含め、さらに明確な定義にすべきである。

（税目）

- 税目は観光環境税（仮称）ということであるが、趣旨を考慮した場合「観光」の文言はそぐわない。市の将来像を「歴史とみどり豊かな文化のまち」としており、近い将来、九州国立博物館（仮称）が開館されること等を考慮すると、文化水準の高い歴史的遺産の保全を勘案して「歴史文化環境税」「歴

史環境保全税」など、市のイメージに合致した税目を再度検討すべきである。

(課税客体・納税義務者)

- 課税客体は乗用車などを駐車場に有料で駐車する行為であり、駐車後の行動について関知するものではない。また、納税義務者は乗用車などを駐車場に有料で駐車する者となっていることから、すべての乗用車などの駐車行為を対象とすべきであり、当該市に居住する者、居住しない者を問わず賦課すべきであると考ええる。

(税率)

- 税率については概ね適正であるが、自動二輪車も有料で駐車する以上、今回の税の趣旨、租税の公平性を考慮した場合、渋滞と環境整備はリンクしないので賦課する方向で検討すべきである。また、駐車場料金に格差があっても、税率は定額にすることが租税の公平性から望ましいと考える。

(非課税事項)

- 非課税事項は該当なしとあるが、身体障害者は乗用車などを利用せざるを得ない場合が多いので、福祉の観点から身体障害者への配慮を検討すべきと考える。また、駐車場の定義との関係により、月極駐車場等についても検討すべきである。

付記事項(その他の意見)

(税収の使途の明確性)

- 今回の法定外普通税は目的税的な普通税であり、あくまでも将来の「太宰府市のロマンあるまちづくり」を考慮した環境整備費などに充てるものである。よって、計画的な執行は勿論、使途の明確化や公表も考慮すべきであり、予算編成について十分配慮することが必要と考える。その意味で、近年、アカウンタビリティは地方自治体に課せられた大きな行政課題であることから、公会計制度の導入も併せて検討すべきである。

(納税義務者、特別徴収義務者の理解)

- 今回の法定外普通税は、納税義務者、特別徴収義務者の協力なしには機能しない制度である。したがって両者に対し、新税導入の経緯、課税の趣旨及びその使途について理解を求めるとような方策を検討すべきである。特に、特

別徴収義務者に対しては、徴収業務が複雑にならないように万全の措置を講ずるべきである。

(無料駐車場の有料化)

- 租税の公平性を図るうえからも、現在無料で利用されている大宰府政庁跡、観世音寺、九州歴史資料館の駐車場の外、年始や観梅等における市役所駐車場、小学校校庭等の無料開放についても有料化で検討すべきである。

(違法駐車対策)

- 新税導入の結果、違法駐車が増加し、市民生活に支障が生じることがないようにすることが肝要である。特に正月三が日等の交通量が極端に増加する時期については、その取り締りに関して警察と連絡を密にすることが必要である。

(観光拠点のネットワーク)

- 九州国立博物館（仮称）の開館を見据え、市内に点在する歴史・文化・観光資源のネットワーク化については、「太宰府市まるごと博物館」構想の実現からも急務である。さらに、九州内の他の観光都市との連携を強化すること等により、太宰府市への来訪者の増加策を積極的に講じる必要がある。

(経済的効果と社会的効果)

- 来訪者や商店街、市民への影響から考えられる経済的効果、近隣市町や他の自治体に与える影響から考えられる社会的効果についても明確にする必要がある。